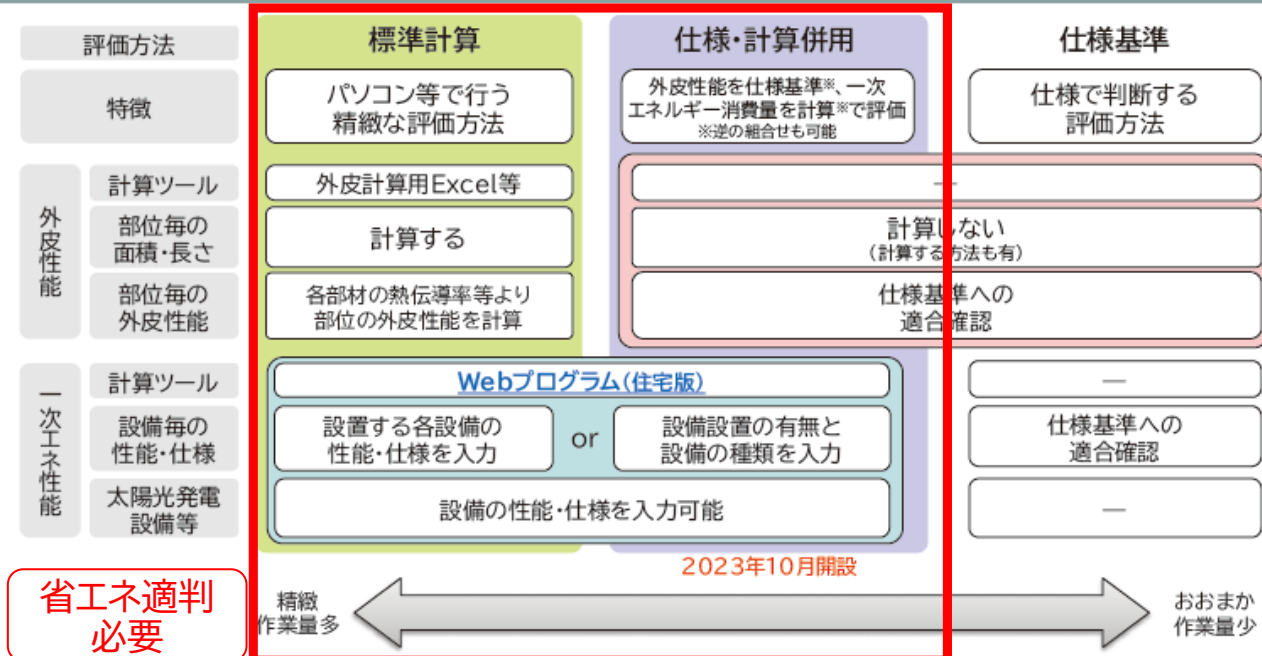


省エネ基準に基づく評価方法の概要(住宅) 詳細はP87～を参照

Point

- 住宅の省エネ性能のうち、**外皮性能基準は外皮計算又は断熱材等の仕様により、一次エネルギー消費量基準はWebプログラム又は導入する設備の仕様により評価できます。**
- 2023年10月より**外皮性能は仕様基準※**で、**一次エネルギー消費量は計算※**でそれぞれ評価(仕様・計算併用)が可能となりました。
※逆の組合せも可能
- 外皮基準・一次エネルギー消費量基準の**両方を仕様基準**で評価する場合、**省エネ適判は不要**です。



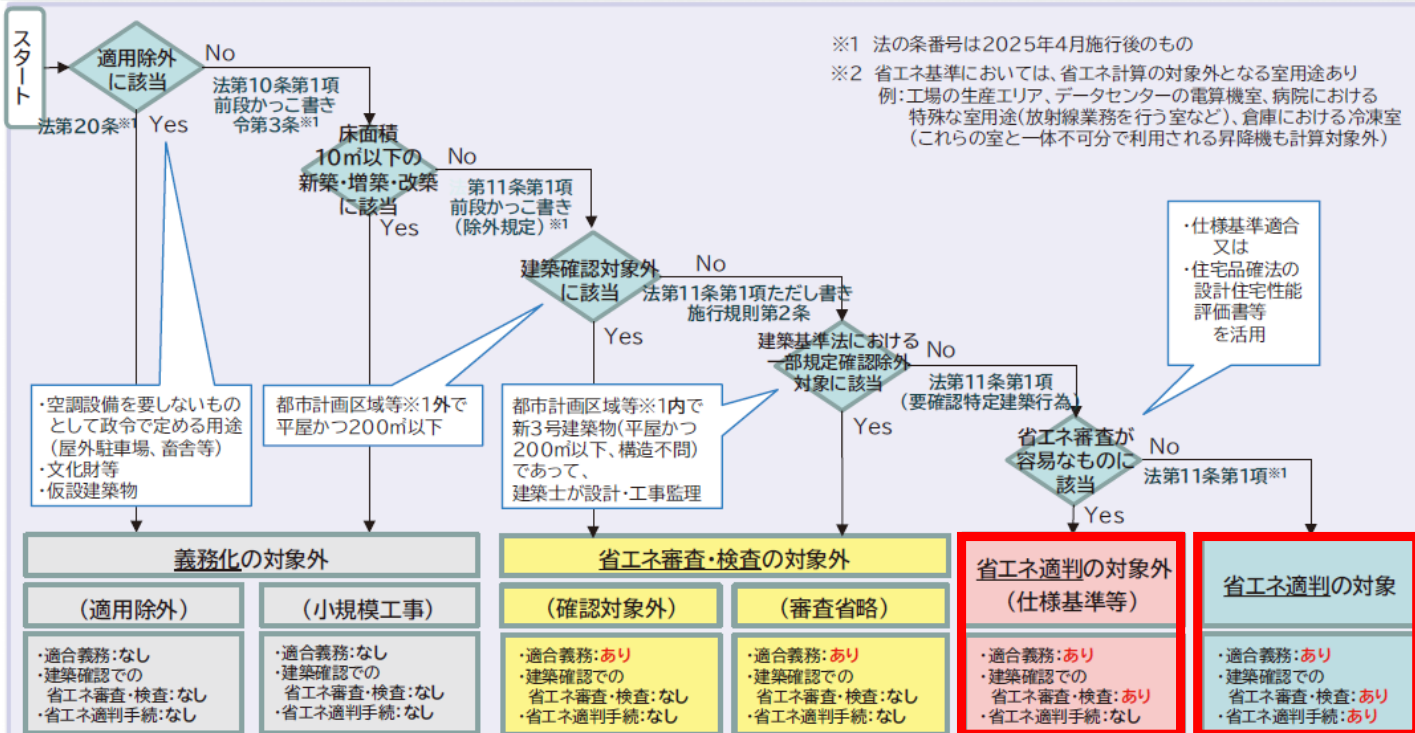
21

2. 省エネ基準適合義務制度に係る手続きについて

省エネ基準適合義務等の判断チャート

Point

- 省エネ**基準適合義務**の有無、省エネ基準適合に係る**審査・検査の要否**、省エネ**適判対象**の適否は**用途、規模(面積・階数)**などにより決まります。
- 次の判断チャートを利用して省エネ適判の要否等を確認してください。



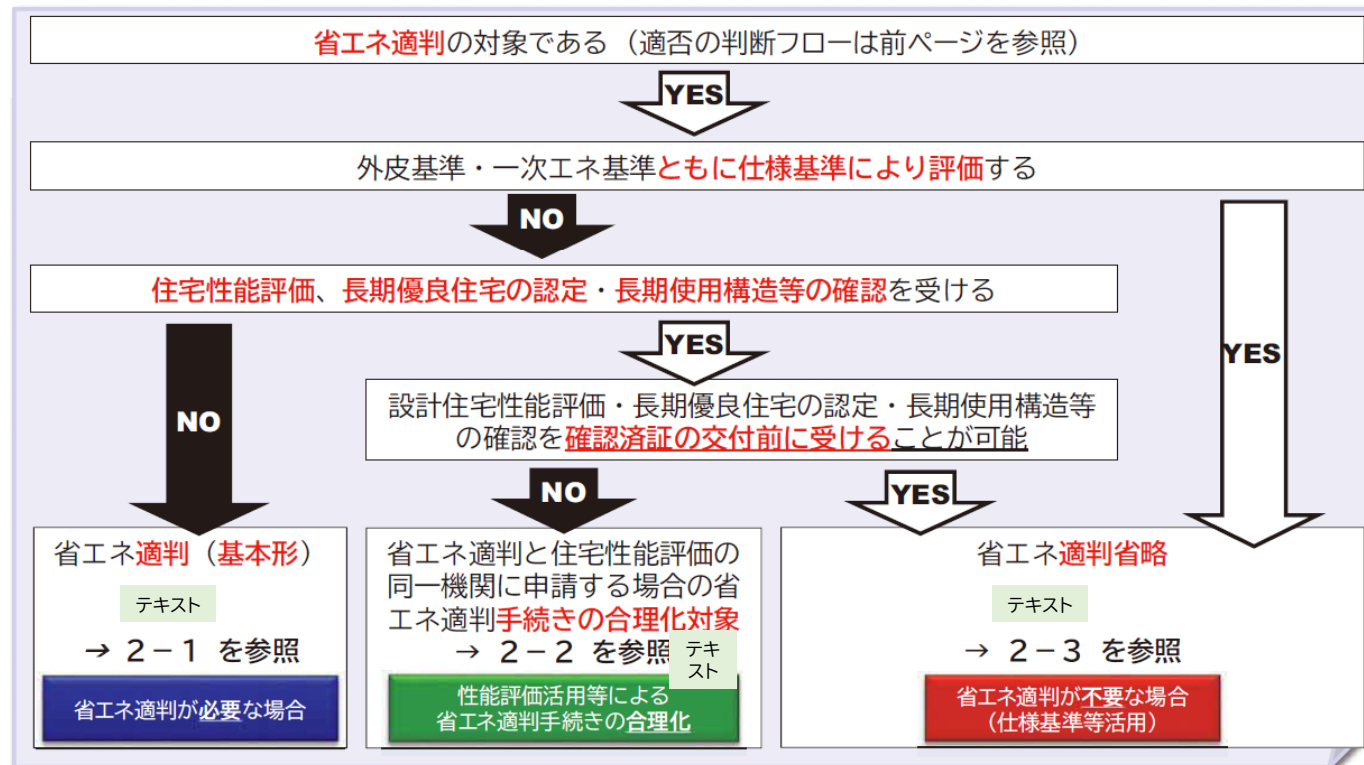
※2

22

住宅の省エネ基準適合に係る手続き判断チャート

Point

- **住宅**に係る省エネ基準適合確認の手続きについては、**評価方法の種類**と**活用書類**によっては、**省エネ適判の省略**や、**手続きや添付図書を合理化**することができ、次の判断チャートを利用して該当する手続き等を判断することが可能。



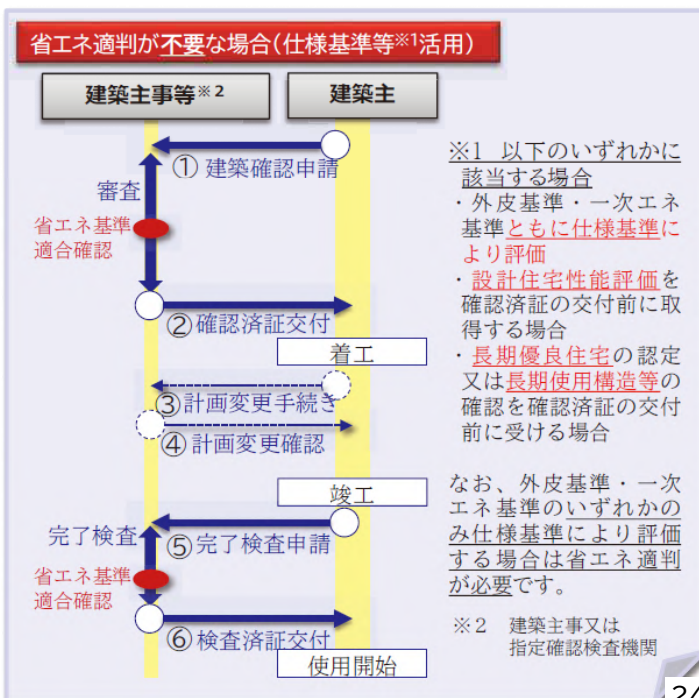
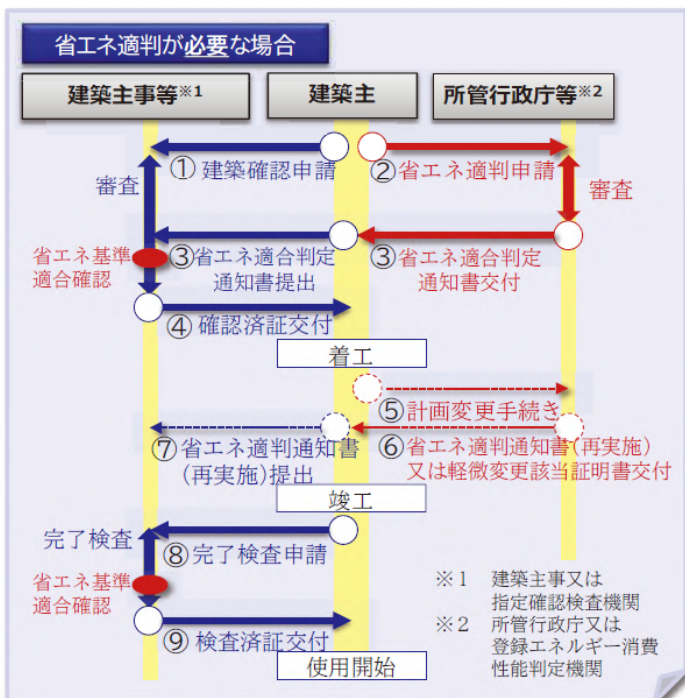
23

2-1. 省エネ適判が必要なルート

省エネ基準への適合に係る手続き

Point

- 省エネ基準適合は基本的には省エネ適判を受けることにより確認します。
- （外皮性能と一次エネ性能両方を）**仕様基準**により評価する場合や確認済証の交付前に**設計住宅性能評価を受ける場合等は、省エネ適判は不要**となり通常の建築確認の手続きの中で省エネ基準適合を確認します。
- 省エネ基準への適合確認手続きは、省エネ適判の必要性の有無で変わります。



24

【参考】省エネ基準適合に係る住宅の工事費の影響

・令和2年度時点において、建築される小規模住宅の9割が省エネ基準に適合しているものと推計されていることから、省エネ基準義務化によって住宅の工事費が大きく上昇することは考えられない。

○省エネ基準適合率及びZEH水準/ZEB水準適合率

令和元年度			令和2年度		
住宅	省エネ基準	ZEH水準省エネ性能	省エネ基準	ZEH水準省エネ性能	
全体	81.1%	14.0%	83.7%	25.1%	
大規模	68.2%	0.4%	72.9%	5.0%	
中規模	74.6%	2.3%	74.2%	24.4%	
小規模	87.2%	22.3%	90.7%	30.7%	
非住宅	省エネ基準	ZEB水準省エネ性能※1	省エネ基準	ZEB水準省エネ性能※1	
全体	97.9%	26.1%	98.7%	31.1%	
大規模	(適合義務化)	32.0%	(適合義務化)	39.2%	
中規模	96.6%	21.2%	97.6%	20.8%	
小規模	88.6%	3.1% (21.1%) ※2	88.9%	21.5% (0%) ※2	

※1 ZEB水準省エネ性能：用途に応じて再エネ除きBEI=0.6/0.7、小規模は再エネ除き0.8（温対計画における2030年度以降の新築目標）
※2 （）は小規模非住宅における、用途に応じて再エネ除きBEI=0.6/0.7への適合率

○2025年の省エネ基準義務化の他にも、より高い省エネ性の確保を目指すため基準の強化が行われる予定となっていることから、設計・審査・施工のプロセスを滞りなく進めるためには、断熱建材等の安定的な供給も重要な要素となる。

(2) 省エネ性能の仕様基準での評価

省エネ適判を省略できる場合

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 以下のいずれかに該当する場合は、**省エネ適判を不要**とすることができます。
 - ① **仕様基準**又は**誘導仕様基準**(以下「仕様基準等」という。)に適合
 - ② **設計住宅性能評価**の実施
 - ③ **長期優良住宅の認定**又は**長期使用構造等の確認**
- この場合、省エネ基準への適合は建築確認手続きの中で確認します。

省エネ適判を省略できる場合

➤ 仕様基準又は誘導仕様基準により省エネ基準を評価する場合

- ✓ 外皮性能及び一次エネルギー消費性能の**両方の基準について仕様基準等により評価する場合は省エネ適判を省略**することができます。
※ 外皮性能又は一次エネ性能の**いずれかのみを仕様基準等により評価する場合は省エネ適判が必要**です。
- ✓ 仕様基準に適合する設計となっているかについては、**建築確認審査の中で確認**します。

➤ 設計住宅性能評価を活用する場合

- ✓ 確認済証の交付前までに**設計住宅性能評価書**(断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上のものに限る)の**交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、設計住宅性能評価書により確認されます。

➤ 長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受ける場合

- ✓ 確認済証の交付前までに**長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書の交付を受け、建築主事等に提出できる場合に、省エネ適判が省略**できます。
- ✓ 省エネ基準への適合は、認定書又は確認書により確認されます。

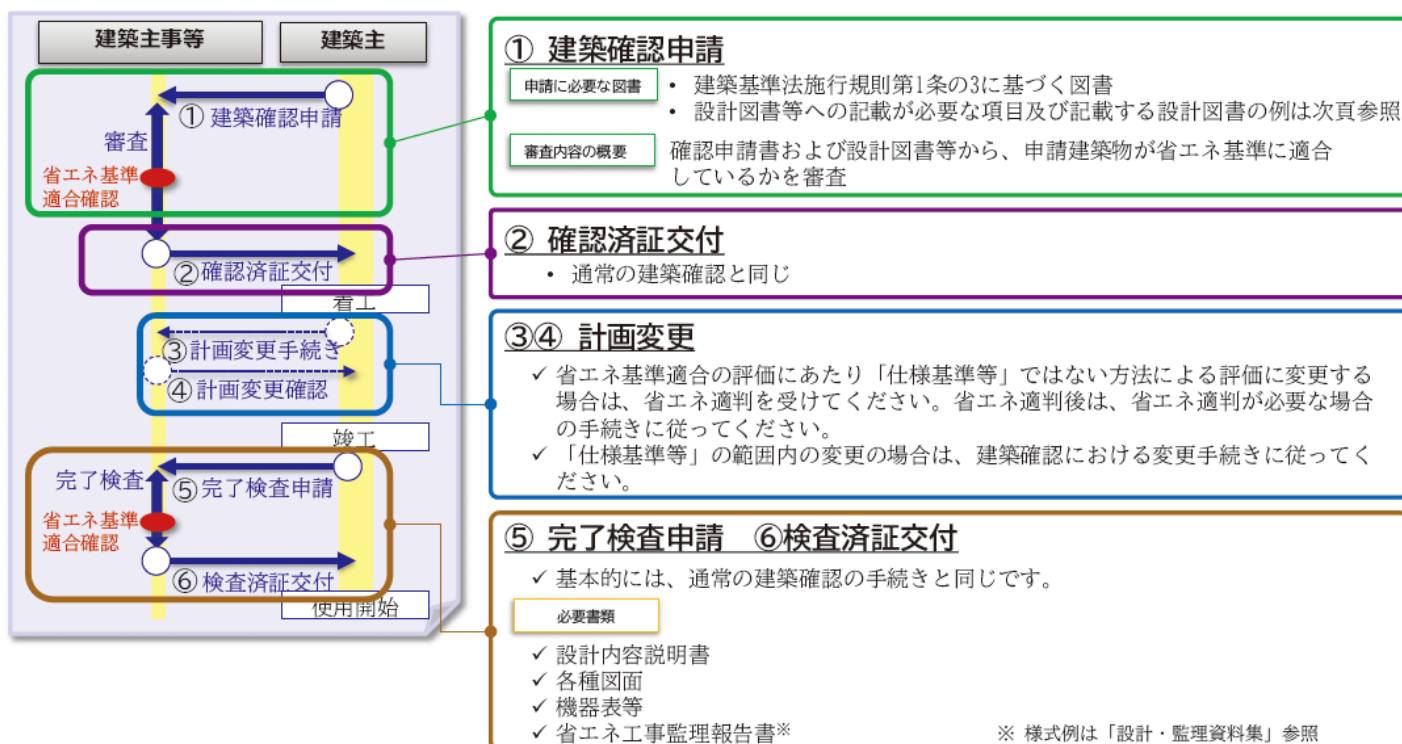
27

仕様基準等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- **仕様基準等を活用することにより省エネ基準適合を評価する場合、省エネ適判は不要**です。この場合、建築確認の審査で省エネ基準への適合を審査します。



28

仕様基準等を活用した場合の設計図書等への記載事項

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 仕様基準等により省エネ性能適合を評価する場合、建築確認申請に添える設計図書に仕様基準等関連の項目を記載することが必要です。

種別	記載項目	記載する設計図書の例	種別	記載項目	記載する設計図書の例
外皮	仕様基準の対象部位	平面図、断面図	暖房設備	暖房方式	仕様書、平面図
	建築物の種類（建て方）	平面図		暖房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の構造及び工法	平面図、断面図	冷房設備	冷房方式	仕様書、平面図
	断熱材の施工法	平面図、断面図		冷房設備の種類及びその効率	仕様書、平面図
	部位の熱貫流率	平面図、断面図、 熱貫流率計算書	換気設備	比消費電力	仕様書
	部位の断熱材の熱抵抗値	仕様書、平面図、 断面図		換気方式	仕様書、平面図
	開口部の熱貫流率	仕様書、平面図		ダクトの内径	仕様書、平面図
	窓の日射熱取得率	仕様書、平面図		電動機の仕様	仕様書
	ガラスの日射熱取得率	仕様書、平面図	照明設備	非居室の照明設備の種類	仕様書、平面図
	付属部材の有無	平面図、断面図	給湯設備	給湯機の種類	仕様書、平面図
	ひさし、軒等の有無	断面図、立面図		給湯機の効率等	仕様書

29

確認申請書の記載(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出)

Point

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

- 省エネ適判を行うことが比較的容易な特定建築行為であるとして、省エネ適判を省略する場合、確認申請書第2面8欄において、建築物エネルギー消費性能確保計画が「提出不要」の欄にチェックし、提出不要となる理由(該当する号番号等)の記入が必要です。

確認申請書第2面8欄の記入イメージ

【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

- ☐ 提出済()
☐ 未提出()
☒ 提出不要()

省エネ適判省略の方法別の記入方法

省エネ基準適合の評価等方法	推奨する記入内容
仕様基準	第1号イに該当
誘導仕様基準	第1号ロに該当
設計住宅性能評価を受けた場合	第2号に該当
長期優良住宅の認定又は長期使用構造等の確認を受けた場合	第3号に該当

30

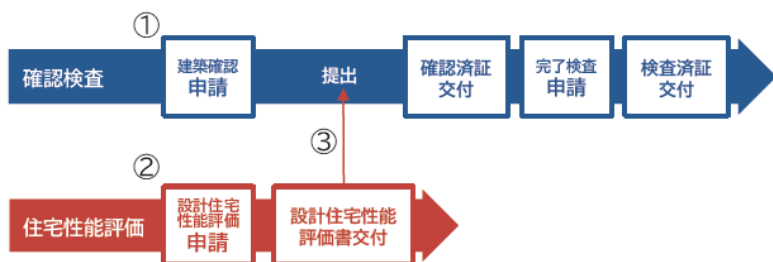
設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き①

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 確認済証が交付されるまでに**設計住宅性能評価書等**を建築主事等に**提出することで、省エネ適判を省略**できます。この場合、**確認申請時に【宣言書】を提出※**することが必要です。
※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要。
- 確認申請の申請先と設計住宅性能評価の**申請先が異なる場合でも省エネ適判は省略可能**です。
- 長期優良住宅の認定書及び長期使用構造等の確認書を提出する場合でも同様に省エネ適判を省略可能です。

住宅性能評価等を活用した省エネ適判省略の流れ



☆ 共同住宅の単位住戸ごとに、評価書等の取得の有無が異なる場合は、全ての単位住戸を含む建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、共同住宅の一部の住戸に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

☆ 複合建築物の住宅部分に係る評価書等の交付を受ける場合であっても、非住宅部分も含めて建築物全体を申請単位として省エネ適判を要するが、住宅部分に係る評価書等を参考として、合理的に省エネ適判の審査を行うことも可能。

① 建築確認申請

- ・ 確認申請の添付書類として**宣言書(次頁参照)の提出※が必要**です。

※確認申請と同時に評価書等を提出する場合は不要

② 設計住宅性能評価等の申請(通常どおり)

- ・ 確認申請を行った機関と別の機関でも構いません。

③ 設計住宅性能評価書等の提出

- ・ 設計住宅性能評価書等の交付を受けた場合、**速やかに評価書等又はその写しを建築主事等に提出**してください。
- ・ **確認審査の末日の3日前まで※**に設計住宅性能評価書等を**提出**してください。
- ・ 期限までに評価書等が提出されない又は困難と認められる場合、省エネ適判を受ける必要があります。この場合、確認申請書第2面の省エネ計画の提出に係る記載を修正するとともに、宣言書を取り下げる必要があります。
- ・ **共同住宅**の場合は、**全ての住戸に係る評価書等**又はその写しの提出が必要です。

※ 申請者と指定確認検査機関で事前に十分調整の上で、評価書等を提出する期日を確認検査の末日の前の任意の日に設定することは問題ありません。

31

詳細はテキストP24以降参照

設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の手続き②

省エネ適判が不要な場合(仕様基準等活用)

Point

- 設計性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合は、**完了検査の申請時に、設計住宅性能評価等に要した図書及び書類(省エネ関係部分のみ)を提出**する必要があります。
- 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、**検査報告書又はその写し**を提出してください。
- 確認を受けた建築物の計画を変更する場合、変更内容に応じて完了検査申請時の提出図書が異なります。

設計住宅性能評価等の活用により省エネ適判を省略した場合の完了検査申請時の必要書類

- ・ 設計住宅性能評価申請の添付図書(省エネ関係部分、変更した場合は変更に係る図書を含む)
- ・ 建設住宅性能評価のための検査を受けた場合は、建設住宅性能評価に係る検査報告書又はその写し※
※ 検査結果が不適の場合でも提出が必要
(この場合、検査報告書を活用して完了検査を合理的に行うことが想定される)

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合の計画変更について

- ・ 設計住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略した場合において、計画変更した場合の完了検査申請時の必要書類は計画変更の内容によって右欄のとおりとなります。
※ 軽微な変更の内容はP34～35を参照

- ① 以下のいずれかの軽微な変更※に該当する場合
ルートA: 省エネ性能を向上・影響しないことが明らかな変更
ルートB: 一定の範囲内で省エネ性能が低下させる変更

軽微な変更説明書、又は
変更設計住宅性能評価書

- ② ①以外の変更
ルートC: 再計算により省エネ基準に適合することが明らかな変更
再適判: 用途の変更、評価方法の変更

変更設計住宅性能評価書

住宅性能評価等を活用し省エネ適判を省略する場合の留意点

- ☆ 本措置により省エネ適判を省略し確認を受けた建築物を**計画変更する際に、省エネ適判を新たに受けることは可能**であるが、当該省エネ適判において、**審査の合理化措置(P37)を受けることは不可**。
- ☆ 当初省エネ適判を受け確認を受けた建築物の計画を変更して、**変更手続き時に本省エネ適判省略措置をとることは不可**。

32

省エネ適判申請に必要な書類①（住宅・非住宅共通）

Point

省エネ適判が必要な場合

- 正本に添える図書には、当該図書の設計者の氏名を記載することが必要です。

1. 建築物の構造等に関する図書〔住宅・非住宅共通〕

図書の種類		明示すべき事項
計画書(様式)		—
設計内容説明書		省エネ基準に適合するものであることの説明
各種 図面	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺及び方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、空調設備等・エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	仕様書 (仕上表を含む。)	部材の種別及び寸法、 エネルギー消費性能確保設備の種別
	各階平面図	縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、エネルギー消費性能確保設備の位置 等
	床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
	用途別床面積表	用途別の床面積
	立面図	縮尺、外壁及び開口部の位置、エネルギー消費性能確保設備の位置
	断面図又は矩計図	縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各種 計算書	各部詳細図	縮尺、外壁、開口部、床その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容	※Webプログラムの入力・出力シートで代替可。令和7年4月以降の申請では「適判用」の印字が付された計算結果の提出が必要。

35

省エネ適判申請に必要な書類④（住宅）

省エネ適判が必要な場合

3. 建築物のエネルギー消費性能に関する図書〔住宅〕

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法	
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	
	節湯器具の種別、位置及び数	
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の確保に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法	

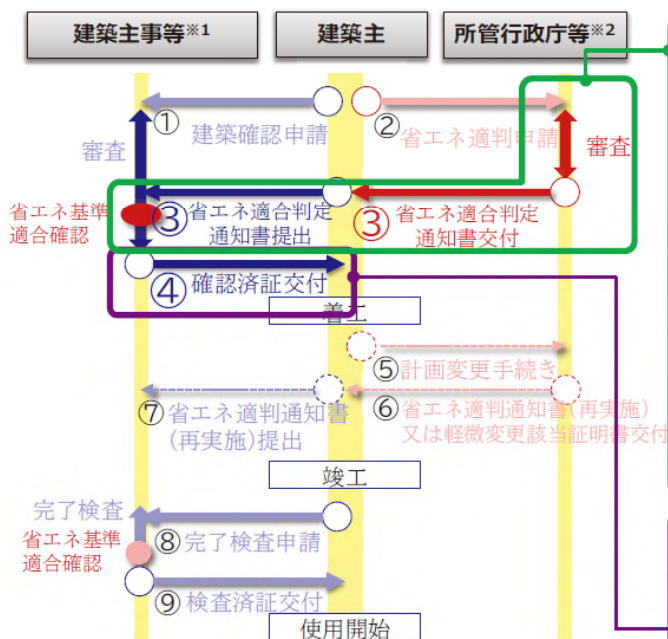
36

省エネ適合判定通知書交付・提出、確認済証交付

省エネ適判が必要な場合

Point

- 省エネ計画は、14日以内(最大28日間の延長が可能)に審査され、省エネ基準適合が確認できれば、省エネ適合判定通知書が交付されます。
- 省エネ適判通知書を建築主事等に提出することで建築確認における省エネ基準に係る審査は完了します。



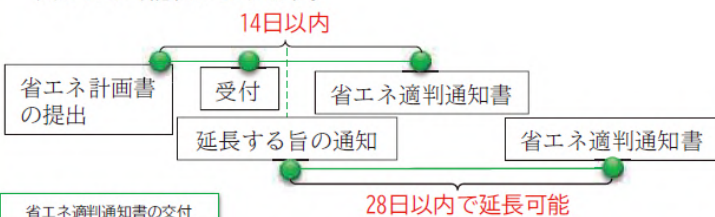
※1 建築主事又は指定確認検査機関

※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

③ 省エネ適合判定通知書交付・提出

審査期間

- ✓ 省エネ計画書の提出から14日以内に適合判定通知書が交付されます。
- ✓ 省エネ計画書に記載漏れ・ミスがある場合又は規模・用途等により審査期間が長期にわたることが合理的である場合は、最大28日間延長される可能性があります。



④ 確認済証交付

手続き(提出書類)

適合判定通知書、省エネ計画書

注意点

- ✓ 省エネ適合判定通知書の提出がない限り確認済証は交付されません。
- ✓ 省エネ適合判定通知書は、建築確認に係る処理期間終了の日の3日前※までに提出する必要があります。

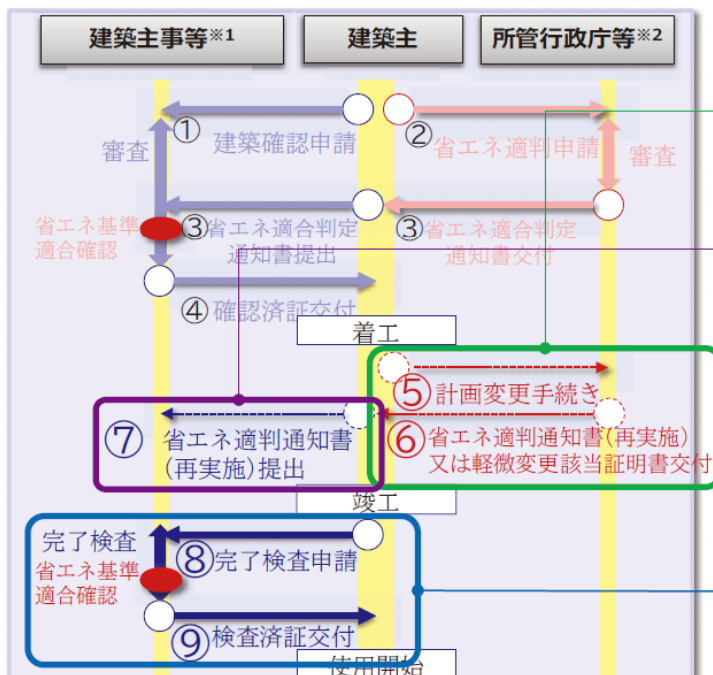
37

完了検査申請、完了検査、検査済証交付

省エネ適判が必要な場合

Point

- 完了検査では、省エネ基準関係部分も検査対象となるため、省エネ基準関係部分に変更がある場合は所定の変更手続き等を行い、その内容を建築主事等に提出する必要があります。
- 完了検査時には、省エネ適判に添付した設計図書等及び省エネ基準工事監理報告書※等を準備することが必要です。



※1 建築主事又は指定確認検査機関

※2 所管行政庁又は登録エネルギー消費性能判定機関

⑤ 計画変更手続き

- ⑥ 省エネ適判通知書(再実施)又は軽微変更該当証明書交付
変更内容に応じて再度の省エネ適判又は軽微変更に応ずることの確認を行います(次頁参照)

⑦ 省エネ適判通知書(再実施)提出

- ✓ 省エネ適判を再実施し、併せて計画変更の確認申請を行う場合は、建築主事等に再実施の省エネ適判通知書及び関連図書を提出してください。
- ✓ 変更が軽微な変更に応ずる場合でも、省エネ基準適合確認のため再計算を行った場合は、上記必要書類とともに所管行政庁等による軽微変更該当証明書を取得し、建築主事等に完了検査申請と同時に提出します。

⑧ 完了検査申請(完了検査) ⑨ 検査済証交付

- ✓ 省エネ基準適合についても完了検査の検査対象となります。

必要書類

- ✓ 省エネ基準工事監理報告書※ ※ 様式例は「設計・監理資料集」参照
- ✓ 省エネ適判に要した設計図書等(計画書、設計内容説明書、各種図面、各種計算書、機器表等。計画変更を伴う場合、更に変更手続きに係る書類と再実施の省エネ適判通知書、軽微変更該当証明書等を提出。)
- ✓ 納入仕様書、品質証明書、施工記録書等(現場備え付け)

38

計画変更手続きと必要書類(省エネ適判関係)

Point

- 省エネ適判申請を行った後、完了検査までの間に計画に**変更があった場合**は、**省エネ適判の再実施又は軽微変更手続きを行うことが必要**です。

計画変更があった場合の手続きと書類(省エネ適判)

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類※2
軽微な変更	1. 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	非住宅：建築物の高さ又は外周長の減少、外壁・屋根又は外気に接する床の面積の減少 等 住宅：外皮の各部位の熱貫流率等が増加しない変更※1、空調設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書※3
	2. 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更【ルートB】	非住宅：設備種類毎に定められた割合等以下の変更 住宅：床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書※3
	3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書※3 軽微な変更該当証明書※4
	省エネ適判の再実施が必要な変更	・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力法⇄モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。 ※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付。

※4 再計算後も引き続き省エネ基準に適合することを確認した証明書。所管行政庁又は登録省エネ判定機関が発行する。

39

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更

非住宅	住宅
1. 省エネ性能を向上させる変更+省エネ性能に影響しないことが明らかな変更【ルートA】	
・建築物の高さ又は外周長の減少 ・外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少 ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法の変更含む) ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設	・外皮の各部位のU値若しくはη値が増加しない変更又は開口部面積が増加しない変更 ・通風等の利用によりエネルギー消費性能が低下しない変更 ・空調設備等の効率が低下しない又は損失が増加しない変更(制御方法の変更含む) ・エネルギーの効率的利用を図る設備の新設又は増設
2. 一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更【ルートB】 対象建築物：BE10.9以下の建築物が対象(設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ10%以上少ないもの)	
空調設備： 次のいずれかに該当。 ① 外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率の5%を超えない範囲で増加若しくは窓の平均日射熱取得率の5%を超えない範囲で増加 ② 熱源機器の平均効率の10%を超えない低下 換気設備： 次のいずれかに該当。 ① 送風機の電動機出力の10%を超えない増加 ② 駐車場又は厨房である場合の床面積の5%を超えない増加(駐車場又は厨房がある場合に限る。) 照明設備： 照明設備の消費電力の10%を超えない増加(室用途毎、単位床面積あたり) 給湯設備： 平均効率の10%を超えない低下 太陽光発電設備： 次のいずれかに該当。 ① 太陽電池アレイのシステム容量の2%を超えない減少 ② パネルの方位角の30度を超えない変更又は傾斜角の10度を超えない変更	床面積： 主たる居室、その他の居室又は非居室、それぞれ10%を超えない増減 外皮： 外皮合計面積に変更がなく、変更前の U_k 値、 η_k 値が基準値の0.9倍以下の場合の次のいずれかに該当。 ① 開口部の面積増加分が外皮合計面積の1/200を超えない変更 ② 変更する開口部面積が外皮合計面積の1/200を超えない場合の断熱性能、日射遮蔽能又はその両方が低下する若しくは日射遮蔽部材をなくす変更 ③ 変更する外皮の合計面積が外皮合計面積の1/100を超えない場合の開口部以外の外皮の断熱性能が低下する変更 ④ 基礎断熱の基礎形状等の変更
3. 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更【ルートC】 : 「用途の変更」「計算方法の変更」を除く変更が該当	

注：R5年度の制度説明会・設計等実務講習会の内容から変更がありますのでご注意ください。

40